

## 社会人新能力構築支援教育プログラム研究コース実施要項

制定 令和5年 1月18日  
常務委員会

### (目的)

**第1条** この要項は、社会人新能力構築支援教育プログラム実施要項第2条に基づき、社会人新能力構築支援教育プログラム研究コース（以下「研究コース」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

**第2条** 研究コースにおいて研修することのできる者は、民間会社等の現職技術者及び研究者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項本文で定める大学院に入学することのできる者又はこれらに準ずる学力がある者とする。

### (受入期間)

**第3条** 研究コースの受入期間は、原則として受入から6ヶ月以上1年以内とする。

2 前項の受入期間は、指導教員（教授、准教授及び講師とする。）の意見等を参考に延長が必要であると認める場合には、延長することができる。

### (研修の申請方法)

**第4条** 研究コースでの研修を希望する場合には、研修開始希望日2月前までに、別紙様式1の「東京大学生産技術研究所 NExT 教育プログラム研究コース受入申請書」及び別紙様式2の「東京大学生産技術研究所 NExT 教育プログラム研究コース受入申請報告書」を提出するものとする。

2 前条第2項により受入期間が延長となる場合は、改めて前項によるものとする。

### (教育方法)

**第5条** NExT 研修員は、指導教員の指導のもとに希望する研修事項について研修を実施するものとする。

### (研修先)

**第6条** 研修先は本所の研究室とし、当該研究室には事業協力費を配分する。

### (修了審査)

**第7条** 研究コースの修了審査は、指導教員及びその他の教員（助教及び特任教員を含む。）3名により行い、その結果を別紙様式3の「東京大学生産技術研究所 NExT 教育プログラム研究コース最終審査報告書」及び同審査における発表資料により教育・学務委員会に報告する。

2 第4条第2項により受入期間が延長となった場合の修了審査は、全受入期間の満了前に行うものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

東京大学生産技術研究所 NExT 教育プログラム研究コース受入申請書

令和 年 月 日

東京大学生産技術研究所長 殿

所在地

名称

代表者職・氏名

印

下記のとおり、NExT 教育プログラム研究コースにおいて研修させたいため、申請します。

記

1. 氏名	
2. 所属部・課等	
3. 研修目的	
4. 受入期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
(期間延長の場合)	当初受入期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 指導教員所属・職・氏名	
6. 備考	

※第3条第2項により受入期間を延長する場合には、標題を「受入期間延長申請書」に変更のうえ、本書を提出すること。

(別紙様式2)

東京大学生産技術研究所 NExT 教育プログラム研究コース受入申請報告書

令和 年 月 日

生産技術研究所長 殿

所 属  
職・氏名 印

下記の者の研修を責任を持って実施いたしますので、NExT 研修員として受入を承認願います。

記

1. 研修員氏名	
2. 研 修 内 容	
3. 受 入 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
(期間延長の場合)	当初受入期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4. 指導教員所属・職・氏名	

※第3条第2項により受入期間を延長する場合には、標題を「受入期間延長申請報告書」に変更のうえ、本書を提出すること。

(別紙様式3)

東京大学生産技術研究所 NExT 教育プログラム研究コース最終審査報告書

令和 年 月 日

生産技術研究所長 殿

所 属

職・氏名

印

下記の研修員に対し、研修内容および当該分野に関する知識について、教員3名による口頭による試験を行った結果、合格・不合格 と判定しました。

記

1. 研修員氏名	
2. 受入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 口頭試験実施場所	
4. 口頭試験日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
5. 審査教員所属・職・氏名	(1) (2) (3)
6. 判定結果	合格 ・ 不合格

※1. 本紙に併せて本試験に用いた発表資料を添付すること。

※2. 特定のプロジェクト専念義務のある特任教員は、審査教員となることができない。